

第107回定時株主総会招集ご通知に
際してのインターネット開示事項

株式会社 関 電 工

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(体制)

- ① 重要な意思決定事項については、常務会での事前審議を経た上で、取締役会において最終決定を行う。
- ② 取締役は重要な業務執行の状況について、定期的かつ適宜取締役会へ報告する。

(運用状況)

当社は、取締役会の付議事項その他社内規定に定める経営及び業務執行に関する事項について常務会で審議・報告している。また、定期的かつ適宜開催する取締役会において、重要な業務執行の決定と取締役の業務執行状況の報告を法令・定款等に従い適切に行っている。

加えて、複数名の独立社外取締役に対し取締役会の付議事項を事前説明するとともに、十分な審議時間を確保し、専門的知識・経験を有する各取締役が多角的な視点から意見を述べるなど、取締役会の活性化を図っている。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

(体制)

- ① 取締役会、常務会その他重要な会議等に係る議事録・資料等については、法令及び社内規定に則り適正に保存・管理する。
- ② 上記の他、取締役の職務執行に係る資料及びその他情報等については、社内規定に則り適正に保存・管理する。

(運用状況)

当社は、取締役会、常務会その他重要な会議等に係る議事録・資料等及び取締役の職務執行に係る資料等については、法令はもとより、文書の作成、処理及び保存など文書管理全般に関する社内規定を制定し、適正に保存・管理している。

特に、インサイダー情報については、社内規定に則り、取締役・監査役及び従業員にその管理を徹底するとともに、当該情報に接する部門においては責任者を定め、その取扱いに万全を期すよう努めている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(体制)

- ① リスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
- ② 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案・実施するため、組織横断的な委員会及び専門部署等を設置し、リスク管理体制及び危機対応体制を整える。

(運用状況)

当社は、リスク管理に関する社内規定を制定し、業務運営上の各リスクを項目ごとに分類・定義した上、その影響度、発生可能性に応じた対策を講じ、リスク発生を未然に防止することに加え、リスクが顕在化した場合の報告経路・対応体制について定めている。

また、内部統制会議を定期的で開催し、リスク管理体制の運営状況の確認、リスクの発生状況等の分析・評価を行っているほか、専門部署である内部統制本部を設置し、リスク管理体制の強化に努めている。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(体制)

- ① 意思決定の迅速化に資する組織体制の構築や職務権限の委譲、取締役の職務執行に関する諸制度の整備を継続的に図る。

(運用状況)

当社は、執行役員制度を導入し、経営監督と業務執行の分離による監督機能の充実及び意思決定の迅速化を図るとともに、独立社外取締役の複数名選任、常務会の設置など取締役の職務執行に関し適正性・効率性に資する諸制度を整備している。

また、取締役会は、取締役の事務委嘱及び管掌・担当を定めるとともに、業務の規模・内容等に応じた決裁権限を付与し、業務執行を委任している。

(5) 従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(体制)

- ① 「関電工グループ企業行動憲章」に基づいた法令・企業倫理遵守のための教育活動を展開するとともに、適正な職務執行を確保するための諸方策を立案し、実施する。
- ② 内部監査部門は、従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。

(運用状況)

当社は、「関電工グループ企業行動憲章」を当社グループ全従業員に配布し、定期的に各職場においてその内容を確認するほか、取締役が各事業所に赴き本憲章の趣旨を踏まえた講話・対話を行うなど、本憲章の理解を深める教育活動を当社グループ全従業員に実施している。

また、内部監査部門は、内部統制推進計画に基づいた内部監査を行い、監査結果について内部統制会議及び常務会に報告するとともに、適宜取締役会に報告し、所要の改善を図っている。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(体制)

- ① 東京電力グループの一員として「東京電力グループ企業行動憲章」の下、同社グループの経営方針の実践に努める。
- ② 当社及び子会社が連携して、「関電工グループ企業行動憲章」及び子会社の定める規定に基づいた法令・企業倫理遵守のための教育活動や対応方策を実施する。
- ③ 子会社の職務執行上の重要事項について、子会社との情報共有を図るための体制を整備する。
- ④ 子会社のリスク管理に関する基本方針及びリスク評価に関する事項を含む社内規定を定め、これに従いリスク管理を実践する。
- ⑤ 具体的なリスク管理方策や危機発生時の対応方策を立案・実施するため、子会社のリスク管理体制及び危機対応体制を整える。
- ⑥ 子会社の取締役等の職務執行を定期的かつ適宜確認し、子会社の経営状況を把握するとともに、経営課題に対する助言等に努める。
- ⑦ 内部監査部門は、子会社の取締役等及び従業員の業務執行状況を定期的又は必要に応じて監視し、評価するとともに、その結果を適宜取締役会へ報告し、所要の改善を図る。

(運用状況)

当社は、東京電力グループの一員として「東京電力グループ企業行動憲章」の下、その経営方針の実践に努めるとともに、「関電工グループ企業行動憲章」を制定し、コンプライアンスの浸透・定着化を図っている。

また当社は、子会社における決算に関する事項、内部統制システムに関する事項など、職務執行上の重要事項については、当社取締役会に報告することとし、子会社との情報共有を図るための体制を整備している。

さらに、子会社におけるリスク管理については、危機発生の未然防止及び危機発生時における事業活動への影響の最小化を図ることを基本とした社内規定を定めるとともに、子会社のリスク管理体制整備に関する助言等を実施し、子会社のリスク管理状況の確認・評価を定期的に行っている。

加えて、定期的に子会社からの報告を受けることにより、子会社の職務執行を確認し子会社の経営状況を把握するとともに、経営課題に対する助言等を行っている。

併せて、内部監査部門は、内部統制推進計画に基づいた子会社の内部監査を行い、監査結果について内部統制会議及び常務会に報告するとともに、適宜取締役会に報告し、所要の改善を図っている。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合の体制

(体制)

- ① 監査役監査の実効性を高め、監査職務の円滑な遂行を確保するための専門部署を設置する。
- ② これに従事する従業員については、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保することとし、当該従業員の人事に関する事項については、事前に監査役と協議する。

(運用状況)

当社は、監査役監査の実効性の向上を図るため、その職務を補助する専門部署である監査役室を設置している。

また、当該部署に所属する従業員の人事に関し、監査役との事前協議を行うとともに、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するための体制を整備している。

(8) 監査役又は監査役会への報告に関する体制

(体 制)

- ① 取締役及び従業員並びに子会社の取締役等及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、監査役及び監査役会に対して監査遂行に必要な事項を定期的かつ適宜報告する。
- ② 上記の報告をした者に対しては、法令及び監査役会との協議の上で定める社内規定に基づき、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(運用状況)

当社は、監査役及び監査役会に対する報告に関する社内規定を定め、取締役会、常務会その他重要な会議等において、監査遂行に必要な事項を定期的かつ適宜報告している。

加えて、取締役会における意見・助言に備えるため必要に応じて取締役会に付議される決議・報告事項について事前に説明を行っている。

また、監査役に直接報告することのできる窓口を設置するとともに、当該報告を行った者に対し、それを理由とした不利益な取扱いを禁止している。

(9) 監査役職務執行について生ずる費用等の処理に関する体制

(体 制)

- ① 監査役職務執行について生ずる費用又は債務の処理に関しては、監査役との協議により決定する。

(運用状況)

当社は、監査役との協議により定めた社内規定に基づき、監査役が監査業務に関する費用の前払い又は債務の処理を請求したときは、法令等に基づき速やかに当該費用等を処理している。

(10) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

(体 制)

- ① 監査役が内部監査部門及び会計監査人との連携を図るとともに、子会社監査役との情報共有を図るための体制を整備する。

(運用状況)

当社は、監査役、内部監査部門及び会計監査人が積極的に意見交換を行い、それぞれの監査に有用な情報を共有できるよう、互いの連携確保に努めている。

加えて、取締役及び従業員等は監査役に対し子会社管理の状況について報告を行っており、監査役は当該報告を踏まえ子会社監査役と意思疎通及び情報の共有を図っている。

連結注記表 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 30社

連結子会社名

川崎設備工業㈱、㈱関工ファシリティーズ、㈱神奈川ケイテクノ、
㈱千葉ケイテクノ、㈱埼玉ケイテクノ、㈱茨城ケイテクノ、㈱栃木ケイテクノ、
㈱群馬ケイテクノ、㈱多摩ケイテクノ、㈱静岡ケイテクノ、㈱阪電工、
㈱関工パワーテクノ、㈱神奈川パワーテクノ、㈱千葉パワーテクノ、
㈱埼玉パワーテクノ、㈱茨城パワーテクノ、㈱栃木パワーテクノ、
㈱群馬パワーテクノ、㈱西関東パワーテクノ、㈱静岡パワーテクノ、
㈱タワーライン・ソリューション、佐藤建設工業㈱、㈱ネットセーブ、
東京工事警備㈱、㈱ベイテクノ、関工商事㈱、㈱ケアセットマネジメント、
銚子風力開発㈱、嘉麻太陽光発電㈱、前橋バイオマス発電㈱

このうち、㈱タワーライン・ソリューション(㈱T L Cから商号変更)は、2020年10月1日付で連結子会社㈱システック・エンジニアリングを吸収合併している。

(2) 主要な非連結子会社名

タイカンデンコウ㈱

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていない。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数及び関連会社数 0社

(2) 持分法非適用の主要な非連結子会社名及び関連会社名

タイカンデンコウ㈱

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がない。

3. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

②その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

①未成工事支出金

個別法による原価法

②材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に、定率法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、建物の一部は耐用年数30年超のものを30年としている。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

5. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用に充てるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

7. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

8. 重要なヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりである。

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する所定の社内承認手続を行った上で、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

9. のれんの償却方法及び償却期間

20年以内のその効果の及ぶ期間による定額法により償却を行っている。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

連結損益計算書関係

前連結会計年度において独立掲記していた「特別利益」の「固定資産売却益」は、特別利益総額の100分の10以下であるため、当連結会計年度より「特別利益」の「その他」に含めている。

前連結会計年度において独立掲記していた「特別損失」の「災害による損失」、「固定資産除却損」及び「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の10以下であるため、当連結会計年度より「特別損失」の「その他」に含めている。

(会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

工事進行基準による完成工事高	289,468百万円
工事損失引当金残高	5,546百万円

工事進行基準は、工事の進行途上において、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合に適用し、完成工事高及び完成工事原価を計上している。工事の進捗率の見積りは原価比例法によっており、当該見積りに用いた仮定は、工事収益総額と工事原価総額を合理的に見積もった実行予算である。

工事損失引当金は、受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上している。損失見込額については、工事契約等ごとに合理的に見積もった実行予算に基づき、工事原価総額から工事収益総額を控除して算定している。

工事進行基準による完成工事高及び工事損失引当金の算定に用いる当該実行予算の策定にあたっては、変更契約の締結や工事仕様の変更、施工中の追加原価の発生など、工事着工後に状況が変動するため、実行予算の見積りには不確実性を伴う。実行予算は適時・適切に見直しを行っているが、将来における実績との乖離があった場合は、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

(連結貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及び担保付債務

(1) 当社連結子会社が担保に供している資産及び担保付債務

現金預金	1,809百万円
受取手形・完成工事未収入金等	83百万円
建物・構築物	1,183百万円
機械・運搬具・工具器具・備品	7,174百万円
土地	747百万円
投資その他の資産その他(敷金)	7百万円
計	11,005百万円
短期借入金	632百万円
長期借入金	7,249百万円
計	7,881百万円

(2) 当社及び連結子会社の出資会社の借入金に対し担保に供している資産	
建物・構築物	0百万円
土地	26百万円
投資有価証券	32百万円
投資その他の資産その他(長期貸付金)	128百万円
計	187百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 116,032百万円

3. 被保証者(従業員)の住宅資金の金融機関からの借入に対する保証債務額 692百万円

4. 当社は、「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、合理的な調整を行って算定する方法によっている。

(2) 再評価を行った年月日

2002年3月31日

(連結損益計算書関係)

新型コロナウイルス関連損失は、緊急事態宣言発出の影響により予定されていた工事が作業中止・延期となった協力会社に対する自宅待機協力金及び従業員に対する感染症拡大対策費用、並びに海外拠点において現地政府の要請による閉鎖期間中に発生した固定費(現地政府からの助成金を控除)等である。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 205,288,338株

2. 連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 2020年6月26日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,655百万円
一株当たり配当額	13.0円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(2) 2020年10月30日の取締役会において、次のとおり決議している。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,859百万円
一株当たり配当額	14.0円
基準日	2020年9月30日
効力発生日	2020年12月4日

3. 連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当

2021年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定している。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	2,859百万円
配当の原資	利益剰余金
一株当たり配当額	14.0円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況

資金運用については主に短期的な預金・債券で運用し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっている。

受取手形・完成工事未収入金等については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び株式であり、債券については格付の高い債券のみを対象とし、株式については定期的に時価や財務状況等を把握している。また、借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは、一部の連結子会社において、当該会社の取締役会の承認に基づき執行・管理されており、投機的な取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	58,478	58,478	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金(※1)	192,200 △347		
	191,852	191,852	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	4,307	4,307	0
② その他有価証券	41,952	41,952	—
(4) 支払手形・工事未払金等(※2)	(88,832)	(88,832)	—
(5) 短期借入金(※2)	(7,402)	(7,402)	—
(6) 長期借入金(※2)	(7,249)	(7,225)	△23
(7) デリバティブ取引(※3)	(344)	(344)	—

(※1) 受取手形・完成工事未収入金等に対応する貸倒引当金を控除している。

(※2) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示している。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

一定の期間ごとに区分した債権ごとに、信用リスクを加味して割り引いた現在価値によっている。なお、短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。譲渡性預金・合同運用金銭信託は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(4) 支払手形・工事未払金等、並びに(5) 短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっている。

(7) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等によっている。

2. 非上場株式等(連結貸借対照表計上額5,722百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

(賃貸等不動産関係)

1. 賃貸等不動産の状況

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用の不動産を有している。

2. 賃貸等不動産の時価

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
22,100	26,923

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。

2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額、その他の物件については、主に公示価格及び路線価による相続税評価額に基づいて算定した金額によっている。

(一株当たり情報)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 一株当たりの純資産額 | 1,323円90銭 |
| 2. 一株当たりの当期純利益 | 98円64銭 |

個別注記表 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

①未成工事支出金

個別法による原価法

②材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主に、定率法によっている。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、建物の一部は耐用年数30年超のものを30年としている。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保費用に充てるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理している。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

5. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において独立掲記していた「特別利益」の「固定資産売却益」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別利益」の「その他」に含めている。

前事業年度において独立掲記していた「特別損失」の「固定資産除却損」、「関係会社出資金評価損」及び「減損損失」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」に含めている。

(会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりである。

工事進行基準による完成工事高	264,923百万円
工事損失引当金残高	5,342百万円

なお、会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結計算書類「連結注記表(会計上の見積り)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略している。

(貸借対照表関係)

1. 出資会社の借入金の担保に供している資産

投資有価証券	3百万円
関係会社株式	79百万円
長期貸付金	1,759百万円
計	1,841百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 91,277百万円

3. 被保証者(従業員)の住宅資金の金融機関からの借入に対する保証債務額 692百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権	35,094百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,234百万円
関係会社に対する短期金銭債務	26,897百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,075百万円

5. 「土地の再評価に関する法律」(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(1998年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、合理的な調整を行って算定する方法によっている。

(2) 再評価を行った年月日 2002年3月31日

(損益計算書関係)

1. 完成工事高のうち関係会社に対する部分	158,959百万円
完成工事原価のうち関係会社からの仕入高	106,951百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	2,342百万円

2. 新型コロナウイルス関連損失は、緊急事態宣言発出の影響により予定されていた工事が作業中止・延期となった協力会社に対する自宅待機協力金及び従業員に対する感染症拡大対策費用、並びに海外拠点において現地政府の要請による閉鎖期間中に発生した固定費(現地政府からの助成金を控除)等である。

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社	東京電力 ホールディングス 株式会社	被所有 直接	電気工事の 請負	電気工事の 施工	8,084	完成工事 未収入金	6,288
		間接				未成工事 受入金	215
	東京電力 パワーグリッド 株式会社	被所有 直接	電気工事の 請負	電気工事の 施工	150,099	完成工事 未収入金	27,756
		間接				未成工事 受入金	125
			材料の購入	34,003	工事未払金	2,166	

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

工事の受注及び材料の購入については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	関工商事 株式会社	所有 直接	電材の購入 役員の兼任等	電材の購入	34,157	電子記録 債務	6,075
		間接				工事未払金	9,108

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

電材の購入については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定している。

(一株当たり情報)

1. 一株当たりの純資産額

1,171円 8銭

2. 一株当たりの当期純利益

85円80銭